

令和 7 年度

業 務 委 託 設 計 書

岩手中部水道企業団

課 長	課長補佐	係 長	設計者	精算者					
着 手 完 了	期 日		自 令和 7 年 4 月 1 日 自 年 月 日 至 令和 8 年 3 月 31 日 至 年 月 日					単独 上段：当初設計 下段：変更設計	
工 期 日 数								歩 掛 適 用 : 令和06年10月水道歩掛 基 礎 単 価 適 用 : 令和07年02月01日付 公共 機 械 損 料 適 用 : 令和06年10月01日付 公共機械損料	
工 事 番 号			第 5 号					工 種 区 分 : 施 工 地 域 区 分 : 補正無し 前 金 払 い : 補正無し 冬 期 労 務 補 正 : % 契 約 保 証 補 正 : 契約保証に係る補正を行わない	
履 行 場 所			岩手中部浄水場から企業団の指定する処分先まで						
業 務 名			岩手中部浄水場脱水汚泥運搬業務委託（単価契約）						
設 計 金 額			金 円也						
業 務 概 要			岩手中部浄水場（北上市）から排出される脱水汚泥を取集し、企業団の指定する処分先までの運搬 汚泥運搬 1 t 当たりの単価契約						

岩手中部浄水場脱水汚泥運搬業務委託（単価契約）

総 括 表						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務費	1	式			H00100	
本業務費	1	式			H00200	
運搬業務	1	式			K0002	
合計	1	式			Q00001	

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
運搬業務	1	式			K0002	
脱水汚泥運搬（10 t 積）1 t 当たり 1 回当たり排出量 平均重量 6 t	1	t			D0001 単 1 号	
直接業務費計					P0000001	
共通仮設費計	1	式			H03701	
共通仮設費(率化)	1	式			H00803	
共通仮設費率分	1	式			Q04990	
純業務費	1	式			H04600	
現場管理費	1	式			Q04610	
業務原価	1	式			H04500	

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
一般管理費等	1	式			Q04501	
業務価格	1	式			H00400	
消費税等相当額	1	式			Q00401	
合計	1	式			Q00402	

岩手中部浄水場脱水汚泥運搬業務委託（単価契約）

【 第 1 号 単価表(D0001) 】						
脱水汚泥運搬（10 t 積） 1 回当たり排出量 平均重量 6 t						6 t 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ダンプトラック運転 オロード・ディーゼル 10t積級		日			S903022-0001	
計					P0000001	
単位当たり					P0000002	

岩手中部浄水場脱水汚泥運搬業務委託
仕様書

この仕様書は、岩手中部浄水場の排水処理施設から排出される脱水汚泥を収集し、指定する処分場へ運搬する業務（以下「業務」という。）の適正を期するため、必要な事項を定めるものとする。

1 基準法令

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、その他関係諸法を遵守し、適正かつ誠実に業務を履行するものとする。

2 履行期間

業務の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 産業廃棄物の種類等

業務を委託する品目は、法第2条第4項及び法施行令第2条に定める産業廃棄物品目のうち次の品目とする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 産業廃棄物の種類 | 汚泥 |
| (2) 産業廃棄物の予定量 | 270 t / 年程度（変動あり） |
| (3) 収集運搬の回数 | 随時 |
| (4) 一回当たりの排出量 | 5～7 t 程度 |
| (5) 脱水汚泥の含水比率 | 約70% |

4 運搬方法

運搬は車両にて行い、汚泥が落下又は飛散等しないよう適切な対策を講じること。

5 収集先及び運搬先

(1) 収集先（住所）

岩手中部浄水場（北上市和賀町煤孫3地割320番地6）

(2) 運搬先（住所）

太平洋セメント株式会社大船渡工場（大船渡市赤崎町字跡浜21-6）

6 収集運搬汚泥量の計量

受託者は、収集運搬汚泥の計量を確認し、マニフェストに収集運搬量を記入すること。単位はkg（キログラム）とする。

7 契約時提出書類

受託者は、契約締結後速やかに次の書類を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 監督官庁の発行した産業廃棄物処理業（運搬）許可証の写し
- (2) 収集、運搬設備の構造を明らかにする書類（車検証の写し）
- (3) 業務従事者名簿
- (4) その他、委託者が必要と認める書類

8 マニフェスト

委託者は収集、運搬、処分の委託にあたりマニフェスト（産業廃棄物処理伝票）を交付する。受託者は法に基づき適切に処理することとする。

9 報告書

受託者は月毎に岩手中部浄水場脱水汚泥運搬業務委託報告書(別紙1)に記入し、速やかに提出すること。運搬量の単位は t（トン）とし、少数第2位まで記入すること。（小数第3位で四捨五入する）

10 委託料の支払

月毎の支払を原則とする。請求書は毎月の業務完了後速やかに提出すること。

11 その他

- (1) 脱水汚泥の運搬先である太平洋セメント株式会社大船渡工場の規則等について遵守すること。
- (2) 収集先、運搬先及び運搬ルートにおいて、第三者とのトラブルが生じないように十分注意し、安全な運搬に努めること。なお、トラブル（交通事故含む）が生じた場合は、速やかに対処し、必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を書面にて報告（速報としての電話等の口頭やメールは可）すること。
- (3) マニフェスト用紙は、受託者で準備すること。
- (4) その他仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。

